

新たな大都市制度「特別自治市(仮称)」と広域自治体・基礎自治体との多様な連携のあり方

- 今後の地方行財政検討会議 第1分科会で「都道府県間・基礎自治体間の広域連携のあり方」が議題となる予定。

現行の地方自治法の連携制度

- 広域連合(291条の2)
- 一部事務組合(286条)
- 全部事務組合・役場事務組合(291条の14、291条の15)→改正法で廃止予定
- 事務の委託(252条の14)
- 協議会(252条の2)
- 機関等の共同設置(252条の7)→改正法で拡大予定
- 特別自治市が、広域自治体・基礎自治体と連携する場合、現行法上の連携制度のいずれかでいいのか、新たな連携制度が必要か整理し、提案に盛り込まなければならない。
- 基礎自治体の広域連携は多様な方法で行うことで小さい自治体も行政能力の向上が図られるのではないか。
- 現行の連携制度は、国により細部まで決められているので、柔軟な連携の手法を提案してはどうか。

今後、地方行財政検討会議の議論に対して指定都市の意見をまとめるとともに、「特別自治市(仮称)」の創設にあたっての広域自治体、基礎自治体との多様な連携のあり方を深めていく。